

10月からの 医療保険制度の改正



こんどの改正の主な狙いは、①在宅患者重視を具体化するため、医療費や訪問看護制度などの措置を通じて、その実現をはかる。②付き添い看護の保険外負担を、今後2年間を目途に解消するため、条件を整備する、などの点にあるものと考えられますが、私たち被保険者に直接関係のある主要な点は次の通りです。

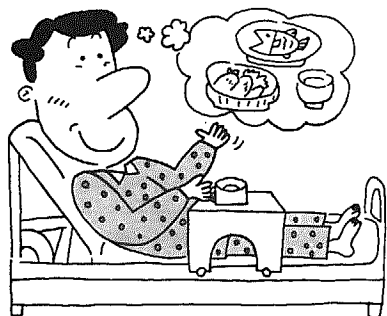
入院時の食費の一部患者負担

入院中の食事費はこれまで、全額、保険から出されていましたが、10月1日からは、1日につき600円を患者が自己負担することになります。ただし、住民税非課税世帯の人は1日450円、高齢福祉年金受給者（住民税非課税世帯）は1日200円を負担することになります。

これは、老人保健の制度で診療をうける、70歳（寝たきりの人は65歳）以上のおとしよりも適用されます。おとしよりの場合は、入院費1日700円と合わせて、1日1,300円の自己負担となります。またこの入院中の食事費は、高額療養費を算定する際の医療費の基準（63,000円、住民税非課税世帯の人は35,400円）の中には算定されません。

入院の際の食事の自己負担は

| | | 6年10月1日 から | 8年10月 1日から |
|------------------------|---------------|---------------|---------------|
| 一般 | | 600円 | 800円 |
| 住民税 非課税世帯 | 3か月目までの 入院 | 450円 | 660円 |
| | 4か月目以降 の入院 | 300円 | 500円 |
| 住民税非課税世帯の 高齢福祉年金受給者 | | 200円 | 300円 |



出産育児一時金

国保の被保険者が出産した場合、いままでの助産費に代わって、出産育児一時金が支給されます。その額は一律300,000円です。

※従来の育児手当金制度はなくなります。

☎保健衛生課（☎377-3101）



第16回新潟県切花共進会 開催の案内

新潟県下主要花き産地の代表作品が展示されます。

- 期日・時間 10月5日（水）9:00～21:00
6日（木）7:00～21:00
7日（金）7:00～15:00

- 場 所 ふるまちモール7（新潟市古町7番町）
尚、最終日のPM3:00以降展示切花の即売も行われます。



国民健康保険無受診世帯

| 自治会名 | 氏名 | 自治会名 | 氏名 | 自治会名 | 氏名 |
|------|---|--------|---|------|---|
| 興野一 | 阿部 マツイ 澤田 清 | 島原本村第一 | 鈴木 良昭 櫻井 幹也 | 山田第三 | 石田 春男 川村 吉光 |
| 興野二 | 石橋 勤 佐藤 由夫 渡辺 昌一 中野 良二 鈴木 幸四郎 | 島原本村第二 | 佐藤 彰 柳作第二 五十嵐 裕 焼餅田 木 滝 俊夫 志賀 辰夫 小平方 立仏第一 小柳 節子 | 山田下 | 内藤 ミツ 永井 勝彦 大久保 清 岡田 初代 永井 毅 板井四 |
| 興野三 | 藤木 今朝司 | 立仏第二 | 坂井 利 | 板井三 | 廣瀬 久衛 |
| 興野四 | 田原 新平 | 立仏第三 | 今井 昇二 上屋 道子 | 木場川前 | 山際 善三郎 山際 新二 |
| 中学通 | 中野 忠吾 神尾 トシエ 村川 春代 阿部 ヨキ | 寺地中 | 笠原 信治 棚橋 幸平 | 木場上 | 青木 宏治 小林 清雄 佐野 元成 山際 三夫 |
| 諏訪町 | 関 矢 直亮 堀内 辰家 | 寺地下 | 田浦 誠 | 木場下 | 五十嵐 文夫 |
| 五区 | 花澤 昇 丸山 國松 | 善久東 | 五十嵐 政三 阿部 朝夫 鷲尾 伊佐男 城丸 光夫 | 木場新田 | 佐藤 勇 久住 光夫 |
| 仲町 | 高橋 勇松 | 山田第一 | 鈴木 武 新堀 要治 | 黒鳥四北 | 佐藤 裕 |
| 島原大明 | 大澤 米政 上杉 茂 | 山田第二 | 河野 正雄 遠藤 達雄 横尾 サキ | | |
| 川原 | 森 繁樹 | | | | |
| 島原新地 | 石山 四四郎 | | | 計 | 63世帯 |

10月1日（土）
健康まつり前夜祭
（農村環境改善セ
ンター）で

国民健康保険事業の一環として、健康まつりの前夜祭（十月一日）において、無受診世帯を表彰致します。表彰対象者は、平成五年四月一日以前から国保被保険者でありまた平成六年八月三十一日現在において国民健康保険加入世帯で、平

成五年四月一日より平成六年三月三十一日までの一年間医療機関にからなかった世帯（国民健康保険税納世帯は除く）を表彰いたします。表彰される世帯は六十三世帯で次の通りです。

無受診世帯を表彰します

黒埼町国民健康保険の

お年寄りや障害者と税

税金面で特典を設けて暮らしをバックアップ

高齢化社会に向けて、また、障害をもつ人もみんなが住みやすい社会を目指して、国では福祉や年金保険など、社会保障の充実に努めています。これら社会保障のなかでも、今回取り上げるのはお年寄りや障害をもつ人への税の優遇措置。税金面でいろいろな特典を設けて暮らしをバックアップ……その主な内容をご紹介します。

お年寄りに向けて……●

- 所得税の老年者控除
65歳以上のお年寄りで、所得金額が1,000万円以下の場合、所得金額から50万円が差し引かれます。
- 公的年金等控除
公的年金や恩給については、これらの収入金額から、公的年金等控除額が差し引かれます。
- マル優など利子の非課税
65歳以上の人は、マル優、特別マル優、郵便貯金の利子についての非課税制度を利用できます。
- 障害をもつ人に向けて……●
- 所得税の障害者控除
納税者本人が障害者であるときは、障害者控除として27万円（特別障害者は35万円）を所得金額から差し引くことができます。
- 相続税の障害者控除
相続人が障害者の場合、70歳に達するまでの年数

1年につき6万円（特別障害者は12万円）が障害者控除として相続税額から差し引かれます。

- 特別障害者に対する贈与税の非課税
特別障害者の生活費などに充てるために、一定の信託契約に基づき特別障害者を受益者とする財産の信託があったときは、その信託受益権の価額のうち、6,000万円までは贈与税がかかりません。
- 心身障害者扶養共済制度に基づく給付金の非課税
市町村など、地方公共団体が条例によって実施する、心身障害者扶養共済制度に基づいて支給される給付金については所得税がかかりません。また、この給付金を受ける権利を相続や贈与によって取得した場合も相続税や贈与税はかかりません。
- マル優など利子の非課税
お年寄りの場合と同じように、マル優、特別マル優、郵便貯金の利子についての非課税制度を利用できます。

※1 障害者とは、身体障害者手帳や、厚生大臣または都道府県知事から障害者である旨の書類の交付を受けている人などを指します。また、特別障害者とは、障害者のうち心身に重度の障害のある人で、いわゆる「寝たきり老人」も該当します。
※2 この非課税の適用を受けるためには、財産を信託する際に「障害者非課税信託申告書」を、信託会社を通じて税務署長に提出しなければなりません。

このほか、お年寄りや障害をもつ人を扶養している人などにも税金面での特典があります。詳しくは、お近くの税務相談室や税務署までお問い合わせください。